

平成29年12月4日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成29年12月4日(月)午後3時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番	山崎 清弘	2番	鈴木 明	3番	棒引 昭治	4番	前田 登
5番	福嶋 隆	6番	更井 寛司	7番	廣田 純一郎	8番	瀧本 和明
9番	田中 壽一	10番	青木 登	11番	日下 崇	12番	鈴木 直孝
13番	上森 力	14番	上中 悠司	15番	岡上 達	16番	川井 洋之
17番	長嶺 博司	18番	松本 忠巳	19番	峯園 五郎		

欠席者

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 企画員 片井 恵子

会議録署名委員 12番 鈴木 直孝 13番 上森 力

議長 皆さん、こんにちは。11月29日と30日の2日間、東京で集会がございました。初日は農業者年金13万人の加入者に向けてのお話があり、これを踏まえまして、委員皆さんにおかれましても新たな加入促進をお願いいたします。翌日は全国農業委員会会長代表者集会があり、全国的に農地の貸し借りができていないという内容でございました。それでは早速進めさせていただきます。

議長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 147㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年11月10日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の621㎡、他4筆、合計3, 161㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成29年11月10日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の499㎡、他2筆、合計1, 694㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年11月10日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の512㎡、他5筆、合計4, 063㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成29年11月10日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 666㎡、他2筆、合計3, 741㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年11月10日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の757㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成29年11月27日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、440㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成3

0年1月1日から平成34年12月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、456㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円・持参払い、期間は平成30年1月1日から平成31年12月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、478㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万円・口座払い、期間は平成30年1月1日から平成31年12月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,345㎡、他1筆、合計2,376㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年1月1日から平成35年12月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,147㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年1月1日から平成34年12月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、621㎡、他4筆、合計3,161㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年1月1日から平成34年12月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、499㎡、他2筆、合計1,694㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年1月1日から平成34年12月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、512㎡、他5筆、合計4,063㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年1月1日から平成34年12月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,480㎡、他2筆、合計3,741㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年1月1日から平成40年12月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、829㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年1月1日から平成60年12月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、757㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年1月1日から平成55年12月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、682㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年1月1日から平成35年12月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,139㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間10万円・口座払い、期間は平成30年1月1日から平成35年12月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,831㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円・口座払い、期間は平成30年1月1日から平成49年12月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,638㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年1月1日から平成39年12月31日の新規です。合計15件、29筆、25,432㎡、貸し手14名、借り手8名です。ご審議をよろしく願います。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは農用地利用集積計画の合意解約について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	全員	なし。
議	長	はい、なければ報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、ご審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番と3番については更新ですので、異議ございません。4番については新規ですが、今までも耕作しておりました。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番から9番について異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番と11番について異議ございません。
議	長	はい、12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。12番と13番について異議ございません。
議	長	はい、14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。14番について異議ございません。
議	長	はい、15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。15番について異議ございません。
議	長	はい、以上15件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、ございません。本日の会議録署名委員に、12番鈴木直孝委員さん、13番上森力委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号許可の取消願（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
片井	企画員	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,760㎡、他1筆、合計2,041㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,277㎡、譲渡

人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,951㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は547㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は407㎡、他4筆、合計1,291㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は230㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

- 議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人は兼業をしており、その兼業が忙しくなってきたということです。譲受人は農業を盛んにされている方です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんによる売買です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。以前に譲渡人の農地を買われており、この土地はその周辺の農地です。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 岡内 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は229㎡、他2筆、合計1,632㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場・駐車場1,403㎡、公衆用道路229㎡、合計1,632㎡、着工日、工事期間は完成済、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書有りです。今般、農地法第4条第1項の規定による許可申請を行いまし

たが、許可前に整地作業を行ったことに深く反省しております。今後、このようなことを繰り返さないよう気を付けますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。11月28日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請1件、5条申請8件、形状変更1件について現地調査を行いました。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約600m、現況は雑種地です。隣接状況は周囲は田畑で同意あります。地元水利組合の同意もあります。転用理由は申請者は農業のほか建設業を営んでおり、耕作に要する時間がなく放置しておりましたが、業務の拡充に伴い資材置場及び駐車場が必要となったため転用するものです。排水等は自然浸透及び西側及び東側排水路へ流します。始末書もあり問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。この一帯は約10年、耕作放棄地です。始末書付きの転用ですが、申請者の別の農地は耕作されています。東側の水路も機能を果たしております。異議ございません。

議長

はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請と関連して議案第6号許可の取消願（農地法第5条）について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長

9ページをお願いします。議案第6号許可の取消願（農地法第5条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は462㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟85㎡、駐車場・庭園等377㎡、合計462㎡、許可日は平成29年10月31日、許可番号は和歌山県指令西農農地第295049号、理由は譲受人2名の話し合いにより、持分に変更が生じたためです。以上1件について、ご審議の程よろしく申し上げます。引き続き、4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は462㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟85㎡、駐車場・庭園等377㎡、合計462㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成22年10月19日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は13

1 m<sup>2</sup>、他4筆、合計1, 449 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1, 449 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は12か月以内、農用地の内外は平成29年3月3日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を河川と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 449 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅樽置場1, 037 m<sup>2</sup>、作業場412 m<sup>2</sup>、合計1, 449 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を河川と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は799 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設機材・資材置場665 m<sup>2</sup>、道路等134 m<sup>2</sup>、合計799 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1, 214 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅10棟559.60 m<sup>2</sup>、駐車場・道路1, 820.40 m<sup>2</sup>、合計2, 380 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は6か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1, 166 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅10棟559.60 m<sup>2</sup>、駐車場・道路1, 820.40 m<sup>2</sup>、合計2, 380 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は2, 004 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅10棟380.90 m<sup>2</sup>、駐車場・道路等1, 623.10 m<sup>2</sup>、合計2, 004 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は33 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場33 m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、

面積は759㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設759㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上9件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。なお、1番につきましては10月に現地調査済みとなっております。では2番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約450m、現況は梅畑です。隣接状況は東側、北側が河川敷、南側が雑種地、西側が畑で同意あります。区長の同意もあります。転用理由は譲渡人は健康上の理由から農業ができなくなり、農業後継者もいないため農業経営の縮小を考えていたところ、娘である譲受人に太陽光発電施設用地として譲渡するものです。パネル300枚、49.5kw発電設備です。切土が約3m、盛土が約1.5mです。排水は自然浸透及び西側水路へ排水します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約100m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が宅地、南側、西側が河川敷、北側が畑で同意あり、区長の同意もあります。転用理由は譲渡人は高齢で後継者もないため、梅樽置場として譲渡するものです。切盛土なし、排水等は自然浸透及び河川へ排水します。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側、南側が田で同意あり、西側が県道、北側が畑で同意あり、地元水利組合の同意もあります。転用理由は譲渡人は和歌山市で生活をしており、土木建設会社の資材置場等として譲渡するものです。切盛土なし、雨水は自然浸透及び南東側、北東側の水路へ排水します。問題ないと思います。5番と6番は同事業です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約300m、現況は田です。隣接状況は南側、北側が市道、東側、西側が田で同意あり、地元水利組合の同意もあります。転用理由は譲渡人は高齢のため農業経営の縮小を考えていたところ、分譲住宅用地として譲渡するものです。分譲住宅10棟、盛土約1m、排水等は汚水及び雑排水は合併処理後、雨水とともに新設排水路を経て市道側溝へ放流します。問題ないと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番から私が説明します。7番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況は南側が田で同意あり、北側が県道、南側が宅地、西側が田で同意あり、地元水利組合の同意もあります。転用理由は譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、分譲住宅用地として譲渡するものです。分譲住宅10棟、盛土が約115cm、排水等は汚水及び雑排水は合併処理後、雨水とともに新設の排水路を経て県道側溝へ放流します。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約700m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が公衆用道路、南側が市道、西側が畑で同意あり、北側が宅地で地元水利組合の同意もあ

ります。転用理由は譲渡人が相続により取得しましたが、譲受人の駐車場用地として譲渡するものです。雨水は自然浸透及び道路側溝へ排水します。問題ないと思います。9番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約100m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側、北側が畑で同意あり、南側が山林、西側が市道、地元水利組合の同意もあります。転用理由は相続により取得しましたが、遠方に居住しているため耕作できず、太陽光発電用地として譲渡するものです。パネル270枚、49.5kw、整地のみ、雨水は自然浸透及び市道側溝へ排水します。問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親子です。異議ございません。

議 長 はい、3番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番と4番について現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、5番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番と6番については隣接同意もあり、異議ございません。7番についても隣接同意もあり、異議ございません。8番についても異議ございません。

議 長 はい、9番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請9件と議案第6号許可の取消願（農地法第5条）1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が原野、面積は1,436㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は申請人の父が以前より梅を栽培しておりましたが、平成7年8月頃より体力の衰えにより耕作できず放置した状況であり、現在原野と化しております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は272㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、昭和62年3月26日に父親から購入したが、遠方に居住している為、30年以上一度も耕作することなく現在に至っております。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約1km、現況は原野です。隣接状況は東側、西側が山林、南側が公衆用道路、北側が用悪水

路、非農地となった経緯ですが、申請地は申請人の父が以前より梅を栽培していたが、平成7年頃より体力の衰えにより耕作できず放置した状態で、現在原野と化しております。近隣及び地元農業委員の証明もあります。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約80m、現況は雑種地、隣接状況は東側が雑種地、その他は宅地です。非農地となった経緯ですが、昭和62年に申請地を購入しましたが、申請者が遠方に居住しているため耕作できず、現在雑種地になっています。近隣及び地元農業委員の証明もあります。問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 8ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は350㎡、他1筆、合計738㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約250m、現況は畑です。隣接状況は東側、南側、北側が田で同意あり、西側が市道です。地元水利組合の同意もあります。変更理由は梅を植えているが湿くため盛土して梅畑とするものです。内容は盛土80cm、自然浸透です。問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,277㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成29年11月13日、価格は120万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委

- 員です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員の皆さんご苦勞様でした。只今の報告について、顛末の方よろしくお願ひします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今回相続を終えて、あっせんを行いました。〇〇〇〇に於きまして、私と〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんとご本人等にて、金額のとおり成立いたしました。〇〇〇〇さんは農業に励んでおられます。隣接にも所有の農地を持たれています。以上です。
- 議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は192㎡の内7.80㎡、他1筆、合計266㎡の内81.80㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫56㎡、転用面積81.80㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は822㎡の内24.80㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫24.80㎡、転用面積24.80㎡です。以上2件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は375㎡の内6.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,726㎡の内6.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は224㎡の内9.12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は388㎡の内9.12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上4件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号の4件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第4号農地使用賃借契約の合意解約通知について、事務局か

らの説明をお願いします。

片井 企画員

14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,666㎡、他2筆、合計3,741㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年11月16日です。理由は経営基盤強化促進法で利用権設定を行うためです。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長

報告第4号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告第4号、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、11月の県農業会議提出案件の4条1件、5条3件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。なければ、事務局からご報告がございます。

平田 局長

太陽光発電施設設置に係る転用申請についての説明あり。

議 長

他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時30分終了